

阿 見 町 議 会 会 議 録

令和 8 年第 1 回臨時会

(令和 8 年 2 月 3 日)

阿 見 町 議 会

令和8年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（2月3日）	3
○出席、欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第1号から議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	7
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	8
○閉 会	13

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第 11 号

令和 8 年第 1 回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 1 月 22 日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和 8 年 2 月 3 日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度阿見町一般会計補正予算（第 5 号））
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度阿見町一般会計補正予算（第 6 号））
- (3) 令和 7 年度阿見町一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 号

[2 月 3 日]

令和8年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和8年2月3日（第1日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	笥田聡君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町			長	千	葉		繁	君	
副		町	長	服	部	隆	全	君	
教		育	長	宮	崎	智	彦	君	
町	長	公	室	長	小	倉	貴	一	君

総務部長	黒岩孝君
町民生活部長	齋藤明君
保健福祉部長	戸井厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
こども未来課長	大塚淳君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	糸賀正芳
書記	押切侑理

令和8年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和8年2月3日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度阿見町一般会計補正予算（第5号））

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度阿見町一般会計補正予算（第6号））

日程第5 議案第3号 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第7号）

午前１０時００分開会

○議長（野口雅弘君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和８年第１回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は１７名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君） 日程第１、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、

１５番 久保谷 充 君

１６番 久保谷 実 君

を指名します。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は本日１日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第１号から議案第３号まで、以上３件であります。

次に、監査委員から令和７年１１月分から１２月分までに關する例月出納検査結果についての報

告がありましたので、報告します。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度阿見町一般会計補正予算（第5号））
-------	--

議案第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度阿見町一般会計補正予算（第6号））
-------	--

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度阿見町一般会計補正予算（第5号））、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度阿見町一般会計補正予算（第6号））、以上2件を一括議題とします。提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年第1回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第1号及び議案第2号の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案2件は、令和7年度阿見町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第1号について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億5,983万1,000円を追加し、226億5,316万9,000円とするものであります。その内容は、物価高対策として、児童1人当たり2万円を給付する物価高対応子育て応援手当事業に係る経費を計上したものであります。

議案第2号について申し上げます。

本案は、既定の予算額に2,173万6,000円を追加し、226億7,490万5,000円とするものであります。その内容は、衆議院の解散により、2月8日に実施される衆議院議員総選挙に係る経費を計上したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第2号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第1号から議案第2号までは、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第2号までは原案どおり承認することに決しました。

議案第3号 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第7号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第3号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第3号の令和7年度阿見町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に4億1,512万7,000円を追加し、230億9,003万2,000円とするものがあります。

歳入から申し上げます。第16款国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額。第17款県支出金で、子育て世帯生活応援特別給付金事業費補助金を新規計上。第19款寄

附金で、ふるさと応援寄附金を増額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

第3款民生費で、低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円を給付するため、子育て世帯生活応援特別給付金を新規計上。第6款商工費で、物価高騰対策として町民1人当たり5,000円の商品券を配付する物価高騰対応商品券配付事業に係る経費を新規計上。また、ふるさと応援寄附金の増額により、ふるさと納税事業を増額するものであります。

第2表繰越明許費は、物価高騰対応商品券配付事業について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） それでは、8ページ、物価高騰対応商品券配付事業のことについて質疑をさせていただきます。

国から約4億円を少し欠けるぐらい、3億9,123万6,000円か、これが配付されたということで、学校給食費の保護者負担軽減事業、水道事業、これについては私も異議がないんですけども、1番目の物価高騰対応商品券配付事業、これについては、私もさきの一般質問で、何に使うんだということでお話をさせていただきました。その際、低所得者に対して手厚く、町としても支援すべきではないかと、こういうお話をしながら、この商品券事業についてただしましたけれども、事務経費が相当かかるというのが一つ、それからもう一つは、配付の時期が遅れると。この2つの点について私も指摘をし、執行部もこの点については認めていたのではないかと思いますけれども、その後、私の一般質問以降ですね、どういう検討をされた結果、こうした商品券配付事業に至ったのか。このことについて質疑をいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいま、18番細田正幸君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

この交付金の活用につきましては、庁内、役場内ですね、各課のほうから様々な提案を受けて、その中から検討、精査をした中で、今回まずは商品券の配付ということで今回提案をさせていただいているわけですが、商品券の理由ですけれども、物価高騰の影響を受けた生活者に直接支援を行えること、それから、商品券とすることで町内事業者への経済効果を

期待できるということから選択をしたものでございます。現金の場合ですと、やはり貯蓄に回ったり、それから町外で買物をすることもできますが、その点、商品券ですと、期限及び店舗を定めた活用ということになりますので、確実に交付金を活用できるということから、今回は商品券を選んだということでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） この予算書を見ると、約2億5,000万円が商品券として町民に配付されると。事務経費は3,100万円になりますよね。相当事務費がかかっていると思うんですよ。その際、さきの一般質問では、現金で給付したらいいんじゃないかと。コロナ対応のときに現金で振り込みましたので、システムはそれほど大きな変更なく、システムはそれでできるんじゃないかと私は思いますが、現金で給付した場合の経費と、今回3,100万円、商品券だということ経費がかかるんですけども、現金で給付した場合の経費はどのぐらいか、試算はしましたか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君） お答えいたします。

試算をしましたところ、約4,000万円の経費がかかる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 最後の質問になりますけれども、年度内にはどうもできそうもないということなんですけれども、いつ頃手元に届くのか。これを教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君） お答えいたします。

こちらの業務委託につきましては、3月に入りまして、業務の入札、委託契約を済ませまして、その後、委託先との協議をして、取扱店等の取りまとめをする予定でございまして、商品券の利用開始につきましては8月の上旬を予定しております。

このスケジュール感につきましては、前回、商品券を販売したスケジュール感を基にして一応算出させていただいております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 私も同じところで、物価高騰対応商品券配付事業についてお尋ねをいたします。

ただいま御答弁ありましたように、これ商品券事業が町内商工業者の振興にもつながるとい

うことを十分に、とてもすばらしい事業であると理解できました。

その上でお尋ねしたいのは、これを送付するとき、世帯主宛てに送付するという話があったかと思うんですけども、そのときにそれぞれのお一人お一人のお名前とか記載するような明細とか併せて送るのかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君） お答えいたします。

送付につきましてはゆうパックを想定しておりまして、送付の際は世帯主宛てに、世帯全員の商品券を入れて配送する予定でございます。

また、配付対象者の内訳が分かる添え状をその際同封して郵送する予定となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それと併せて、物価高騰で、先ほどこちっと水道料金減免の話もあったんですが、時期的にはいつ頃になるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えいたします。

水道料金の減免につきましては、関係する補正予算を次回定例会、6月のほうに上程させていただきたいと考えております。そのため、6月補正後となりますので、令和8年8月頃からの開始というのを予定しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。ありがとうございます。多くの町民が待ち望んでいることだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） すみません。7ページの歳入、19款寄附金、ふるさと応援寄附金、2億2,500万円の増、それから、これに対応する歳出かと思うんですが、9ページ、商工費、1121ふるさと納税事業、1億1,127万3,000円の増ということでございます。

この歳入歳出が大幅に増加した理由についてお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君） お答えいたします。

歳入につきましては、当初歳入見込額 2 億円に対しまして、令和 7 年 4 月から 12 月の寄附実績が 3 億 258 万円の受入額になりまして、本年 1 月から 3 月の推計見込額が 1 億 2,260 万円になりますことから、令和 7 年度の寄附の総額は約 4 億 2,500 万円の見込みになりますため、当初予算との差額 2 億 2,500 万円を増額補正するものでございます。

対しまして、歳出につきましては、寄附受入見込額の増加に伴いまして、寄附の受入れに係る必要経費である各ポータルサイトの決済手数料、あと、業務代行業者への業務委託料、各ポータルサイトの電算システム使用料の増加が見込まれますため、不足分をそれぞれ増額補正するものでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） 分かりました。ありがとうございます。

私、今年度予算の当初の段階から、このふるさと納税に対する攻めのスタンス、これを大いに評価していたわけでございます。今回、寄附額が大きく増えた具体的な理由についてちょっとお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君） お答えいたします。

今年度の寄附の取り組みにつきましては、農産物を中心に返礼品を拡充したことにより、寄附が大きく増えております。返礼品については、令和 7 年度当初 289 品だった返礼品が 897 品と、この 1 年間で 608 品目増加しております。

中でも寄附増額に大きく影響した返礼品は、阿見町産のお米や町内農家直送の農産物、メーカー契約栽培の農産物を原材料に使用したポテトチップや野菜ジュース、あと、冷凍焼き芋などとなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） 分かりました。ありがとうございます。

御協力いただいた、農産物を提供していただいた生産者の皆さんに感謝したいと思います。また、このように増えたことで、本当に担当者の努力が実ったのかなというふうに思います。引き続きよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第3号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和8年第1回阿見町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 野 口 雅 弘

署 名 員 久保谷 充

署 名 員 久保谷 実